

# 川北町耐震改修促進計画【概要版】

## 1 計画の概要と耐震化の必要性

### 1-1. 計画の概要

#### 1) 計画の目的

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（2019年（平成31年）1月改正）」や「石川県耐震改修促進計画（2017年（平成29年）3月改定）」の内容を踏まえ、2007年（平成19年）に策定した「川北町耐震改修促進計画」の改定を行い、住宅や多数の者が利用する建築物等の耐震診断・耐震改修を促進することを目的とします。

#### 2) 計画の対象期間

本計画は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を対象に、耐震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。なお、計画の進捗状況等と合わせて検証し、必要に応じて目標や計画内容を見直すこととします。また、制度の見直しがあった場合や大規模な災害が発生した場合にも、必要に応じて見直すこととします。

#### 3) 耐震化を促進する建築物

住宅及び多数の者が利用する建築物等のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に耐震化を促進します。

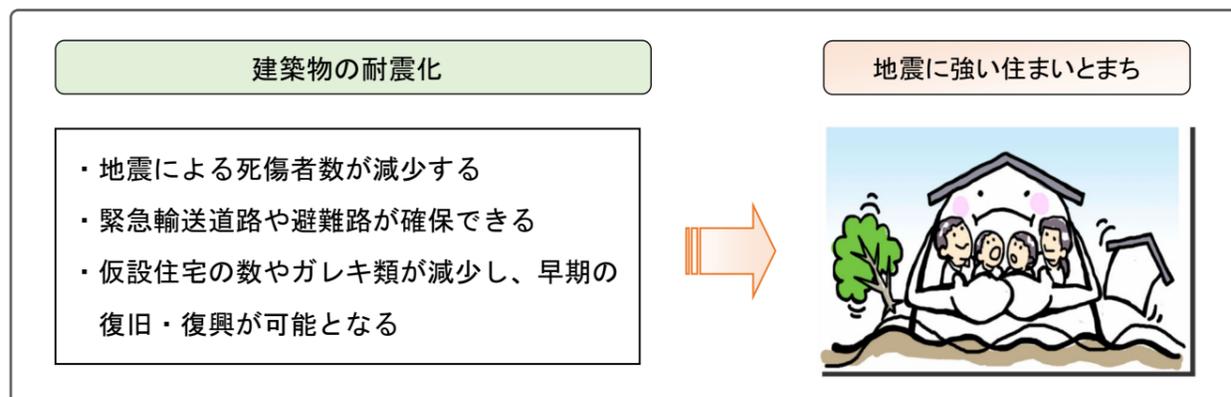
### 1-2. 耐震化の必要性

熊本地震、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震など、大きな被害をもたらす地震が全国各地で頻発しており、いつどこで大きな地震が発生してもおかしくない状況にあります。

石川県においても、過去には能登から加賀までの至るところで、マグニチュード6以上の地震が発生しています。

川北町においても、地震発生確率が高い加賀断層帯があります。この断層帯ではマグニチュード7以上の地震が起き、大きな被害をもたらすと予測されることから、大地震に対する十分な備えが必要です。

過去の大地震では、犠牲者の多くが建築物の倒壊により命を失っていることから、住宅・建築物を倒壊しないようにすること「耐震化」が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。



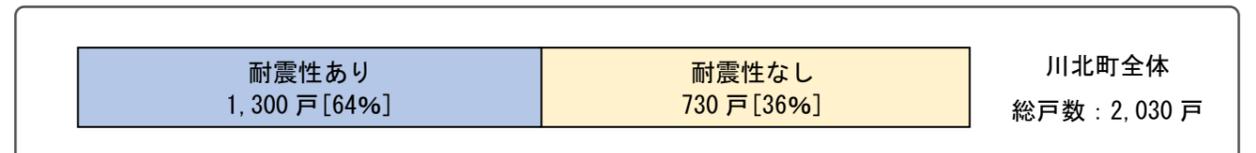
## 2 耐震化の現状と目標

### 2-1. 住宅の耐震化の現状と目標

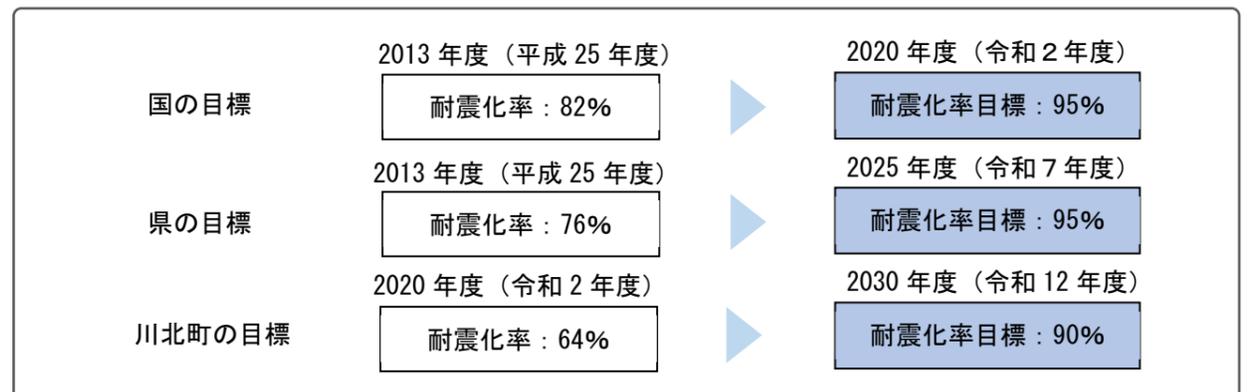
2020年度（令和2年度）の住宅の現状耐震化率<sup>\*</sup>は、約64%となっています。

国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（2018年（平成30年）12月21日改正）」では、2013年度（平成25年度）の耐震化率82%を2020年度（令和2年度）に95%にすることを目標に掲げています。また、県の「石川県耐震改修促進計画（2017年（平成29年）3月）」は2013年度（平成25年度）の耐震化率76%を2025年度（令和7年度）に95%にすることを目標に掲げています。町では、現状の耐震化率と国や県の目標値を踏まえ、2030年度（令和12年度）の耐震化率目標を90%に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。

#### ▼住宅の現状耐震化率



#### ▼住宅の耐震化率の目標



※耐震化率：耐震性を有する建築物の割合のこと。耐震性を有する建築物とは、昭和56年前に建築（旧耐震）された建築物数のうち、耐震性のある建築物数と昭和57年以降に建築（新耐震）された建築物数の総数（課税台帳より集計）

### 2-2. 多数の者が利用する建築物等の耐震化の現状と目標

#### 1) 多数の者が利用する建築物

2020年度（令和2年度）、多数の者が利用する建築物の棟数は29棟で、耐震化率100%となっています。

#### 2) 危険物を貯蔵、処理する建築物

火薬類、石油類、その他一定数量以上の危険物の貯蔵、処理を行う建築物は、地震発生時に万一倒壊に至った場合、多大な被害につながるおそれがあります。

町の調査によれば、これに該当する建築物が13施設ありました。そのうち、旧耐震の建築物が3施設ありました。

### 3 耐震化への取り組み

#### 3-1. 補助・支援制度

##### 1) 木造住宅耐震診断・耐震改修工事の補助

住宅の耐震化を促進するためには、耐震改修工事を実施することが効果的です。町では、木造住宅を対象に所有者の費用負担を軽減するため、耐震診断や耐震改修の補助金を交付しております。

##### ▼耐震診断、耐震改修工事の補助

	耐震診断	耐震改修工事
補助内容	木造住宅の耐震診断に対する補助	木造住宅の耐震改修工事に対する補助
補助金額	耐震診断に要する経費の4分の3	耐震改修工事に要する経費の10分の10
補助金限度額	90,000円	1,500,000円

注) 耐震診断補助対象…昭和56年5月31日以前に建築され、延べ面積2分の1以上が住宅の用途である木造住宅  
耐震改修工事補助対象…耐震診断士等が行った耐震設計に基づく改修工事を行う、床面積30㎡以上の木造住宅

##### 2) 生垣設置奨励補助金

コンクリートブロック塀や石積みの塀(以下、ブロック塀)は、基準を満たしていない場合、地震時に倒壊し人に危害を加える可能性があります。町では、住居敷地に対し道路境界のブロック塀に代わり、生垣を設置する補助制度を行っております。

##### ▼生垣設置奨励補助金

	生垣新設工事	既存塀の除去及び生垣新設工事
補助金額	5,000円/m	8,000円/m
補助金限度額	150,000円	240,000円

注) 補助対象…住居敷地内で、公共の用に供する道路等に2.0m以上面し、1.0m以上～5.0m程度の樹木

##### 3) その他の支援制度

耐震改修を行った旧耐震の住宅を対象に所得税の控除や固定資産税の減免等を受けられる制度があります。詳細は、各々の補助金を交付する国や町等のホームページよりご確認ください。

##### ①所得税の特別控除制度

申請先：国土交通省

住宅の耐震改修工事に要した費用の一部について、所得税額の控除を受けられます。

##### ②住宅耐震改修に伴う固定資産税の減免

申請先：川北町

一定の耐震改修を行った住宅にかかる固定資産税額の減免が受けられます。

##### ③住宅金融支援機構による融資制度

申請先：住宅金融支援機構

住宅や賃貸住宅の耐震改修を行う場合に融資を受けられます。

注) ①～③は、2021年(令和3年)2月現在の情報です。

#### 3-2. 相談体制の強化

住宅の耐震化の促進を図るため、町の相談窓口の充実を図ります。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指します。

##### ▼相談・支援体制

・相談窓口の強化	住宅等所有者の耐震診断、耐震改修、補助・支援制度等、耐震化に関する疑問及び地震に対する安全対策等の疑問に対応できるように関係各課と連携し、相談体制を強化
・県と連携	石川県建築住宅課、県土木事務所と連携し、町と県が情報共有を図り、相談が行える体制づくりを整備
・いしかわ住宅相談住情報ネットワークと連携	耐震診断、耐震改修をはじめ、住宅の総合的な相談窓口として「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」と連携を図る

#### 3-3. 普及啓発活動の充実

##### 1) 普及啓発の方法

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまなツールを利用して普及啓発を行っていきます。また、町内の建築関連事業者とも連携し、耐震化に関する補助、支援制度等の周知を行っていきます。

##### ▼普及啓発の手法

- ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定
- ・普及啓発用パンフレット等の活用
- ・広報、ホームページ等による周知
- ・住宅耐震相談会の開催

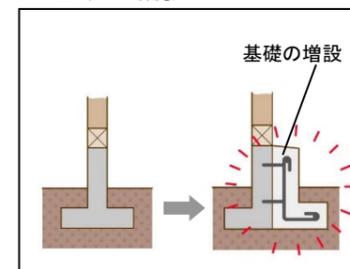


出典：いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会、(一財)日本建築防災協会の普及用パンフレット

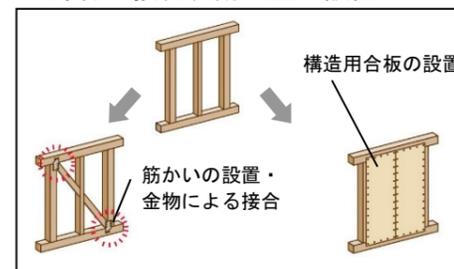
##### 2) 普及啓発の内容

耐震改修の技術的知識の普及に向けて、耐震性能が不足する木造住宅の所有者に対して、耐震補強工事の内容を紹介していきます。

##### ▼基礎の補強



##### ▼部材の接合、耐力壁の設置



##### ▼屋根の軽量化

